

豊川市水道事業配水管布設工事負担区分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市水道事業の給水区域内で給水の申請があり、それに基づいて市が配水管布設工事（以下「布設工事」という。）を施工する場合、布設工事に要した費用の全額又は一部を当該申請した者（以下「申込者」という。）に負担させることの取扱いについて、定めるものとする。

(工事費負担の原則)

第2条 申込者は、配水管（増径を含む。）を布設する必要がある場合、その配水管布設工事に係る費用を負担しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、以下の場合には市の負担で50ミリメートルの配水管を布設するものとする。

(1)既設配水管が50ミリメートル未満である場合

(2)市街化区域内(都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条)の申請の場合

3 前項第2号の申込に伴い既設給水区域内の水圧低下が生じる恐れがある場合は、既設配水管の布設替、または管網化等の承認工事を同時に申込むものとする。

(布設要件)

第3条 配水管の布設は、配水管の口径を既設給水区域の水圧低下等を生じさせない口径とし、すべて50ミリメートル以上とする。

(適用の範囲)

第4条 この要綱の適用を受ける申込者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)市街化区域内に自己が所有する専用住宅、店舗付住居、及び宅地分譲を建設する者(道路位置指定を含む開発道路の築造に伴い配水管を新設する者を除く)

(2) 国及び地方公共団体又はそれに準ずる機関

(3) その他前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者。

(工事費の負担)

第5条 前条各号に規定のない申込者は、承認工事として自らの費用で配水管を延長しなければならない。

(工事費の算出)

第6条 削除

(負担金の納入)

第7条 削除

(寄付)

第8条 この要綱に基づいて布設した配水管等の施設は、すべて市に寄付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。